



第20回



まちづくり推進会議

平成30年8月1日発行

開催日 平成30年6月28日(木) 18:30~20:10 委員：出席者~19人 事務局出席者~19人
開催場所 総合福祉センターうらら 多目的研修室

◆町政への住民参画のあり方について

3月に開催した前回会議で「くんねっぷ町民参加条例(たたき台)」について、意見交換を行いました。そこで出されたご意見をはじめ、その後、役場内で立ち上げた職員によるプロジェクト会議など、内部での再協議も踏まえ、修正したものを「訓子府町まちづくり町民参加条例(素案)」として提出し、意見交換を行いました。

訓子府町まちづくり町民参加条例(素案)の概要

条例の目的

町民一人一人がまちづくりの主体であることを再認識し、まちづくりに積極的に関わることができるよう、まちづくりへの町民参加を推進することを目的とします。

町民や町長等のあり方

町民の権利

- まちづくりに参加する権利
- まちづくりに関する情報を知る権利

町民の役割

- まちづくりの主体であることを再認識
- まちづくりに積極的に参加

町長等の責務

- 町民参加の機会を充実させ、町民の意見を把握し、町政に反映
- まちづくりに関する情報を積極的に提供、分かりやすく説明

町民参加手続

ここでは、町政に町民の意見を反映させるため、企画立案から決定に至るまでの過程において、町民に参加していただくことを「町民参加手続」と言います。

(1) 次のような場合、町長等は町民参加手続を行うものとします。

- ①町政の基本的な事項を定める計画の策定、変更、廃止など
- ②町政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃など(町税、使用料などの条例除く)
- ③大規模な公共施設の設置に関する計画の策定、変更
- ④その他町民の関心が高いことなど

(2) 次の①~⑤のいずれか、または複数の方法により実施します。

- ①審議会等
(法律や条例により設置されたもので、知識や経験を有する方などから意見を聴く会議)
- ②まちづくり意見募集
(まちづくりに関わる町原案を公表し、町民から書面等による意見を募集すること)

③まちづくりトーク

(広く町民の意見を直接聴く必要がある場合、町民と自由に意見交換をするための懇談会)

④アンケート調査

⑤その他の方法



町民活動の推進

地域において町民が主体的に行う地域行事やボランティア活動、支え合い活動など公益性のある活動を「町民活動」と定義し、町民が積極的に参加することや町長等がその推進のために必要な支援を行うことを規定。

住民投票

まちづくりに関する重要な事項について、町民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができます。町民や議会、町長は、住民投票の結果を尊重することとします。ただし、その条件などを町独自に設定する場合は、別に条例で定めます。

※この資料は、条例及び施行規則の素案の内容から抜粋し、要約したものです。

○主な質疑・意見等は次のとおり

A委員：条例第6条に「緊急その他やむを得ない理由があるときは、町民参加手続を要しない」とありますが、緊急はわかるのですが、その他やむを得ない理由というのは、あいまいで何を言ってもいいのかなという印象を受けます。

企画財政課長：事前に理由を特定していませんが、手続を行うことができなかった場合、その理由も含めてその内容を公表することになります。

町長：今後は、条例の制定に向けて準備を進めていきたいと思いますが、関係機関との協議も必要となることから、もう少しお時間をいただければと思います。

◆「訓子府町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」中間報告について

平成27年10月に策定したこの計画は4年目を迎えましたが、資料による説明を行い、意見交換を行いました。

○主な質疑・意見等は次のとおり

B委員：私は、6月や2月に異動がある職場に勤めていますが、単身者が来た時になかなか町営住宅に入ることが難しい状況にあります。メゾン銀河などの単身者住宅に入れていただいたりもしていますが、空き状況を聞くと、1件空いているかどうかという状況が続いていますので、もう少し単身者向けの住宅があってもいいと思います。また、そうすることで訓子府に移住していただくためのキャパシティも広がるのではないかと思います。

C委員：私は、転勤で10年ほど前に訓子府に引っ越してきましたが、訓子府が好きになり、6年前に空き家をリフォームして定住することにしました。周りを見ると空き家がたくさんあるように思いますし、雑草が生えていたり、手つかずのところが多いように感じています。そういうところをどうにかできたらいいのと思いますが、なかなか難しいようです。空いている土地や空き家をどうにかできないのでしょうか。



D委員：私は、高齢の両親の面倒をみるために訓子府に来ましたが、住んでみると、都会ではないのにご近所になじめないというか、接点が少ないように感じています。また、周りに空き家があるので住めるなら住んだ方がいいと思います。空き家を見ると物悲しくなります。

E委員：若葉町では、家を建てる人がいたり、空き家バンクを通して若い家族が来てくれたり、その中には町から支援をしてもらって空き家をリフォームする人もいるなど、良い話を聞いています。限界集落に近いと言われてきていたが、少しずつ子どもも増えてきて、嬉しく思っています。空き家は、まだありますし、これから空き家にして出て行く方に町が積極的に何かをすることは難しいと思いますが、町が空き家バンクで管理していることで安心感がありますし、若葉町は良い方向に向かっているのかなと思っています。

F委員：私は、これから高齢になって車に乗れなくなり、交通手段がなくなると、訓子府に住んでいたら不便になってしまいます。年を取ったら、北見に住むことも考えないといけないなと思っています。

町長：先日の議会でも、高齢ドライバーの方の事故が多く、何らかの施策が必要ではないのかという意見が出ていました。他の自治体で実施している5万円のハイヤー券を配布する制度など、高齢ドライバーの対応について検討していくべきではないかということです。免許を返すこともさることながら、どうやって足の確保をしていくかが課題となっています。本町では75歳以上になったら、ハイヤーとバスの利用支援券を配布しています。ハイヤーは、町内であれば300円だけ払えば、その券を使って買い物や病院など、どこへでも行けるということです。券は、年間120枚で、1枚の券で相乗りもできます。4月から550円から300円に利用時の負担額を下げたこともあり、利用者が急激に増えていて、車両を増やす必要があるかも知れないとハイヤー会社から言われている状況です。高齢者の方々には、そうした制度を十分に利用していただければと思います。他にも高齢者のための様々な施策がありますので、別の機会に紹介して、たくさん利用してもらいたいと思います。どこに住んでいても利用できる足の確保については、今後も重点施策としていかなければならないと考えています。



G委員：住宅についてですが、農業試験場のものが空いていると思いますが、使えないのでしょうか。南8線沿いの住宅が空いているように見えますし、建物もそんなに古くはなさそうなので、活用できたらと思います。

町長：以前住宅のことで、北海道の教育委員会と農政部に行きました。若くて所得の高い農業経営者が町営住宅に入ることができず、民間住宅もなく、3世代同居というのも今の時代になじまない状況ですので、訓高の教員住宅と農試の住宅を使わせてほしいという話をさせていただきました。教育委員会は、交渉させてもらって500万円で購入しました。農政部は、売却する意識がなかったことと、建物がかなりの補修を必要とするものが多かったため、その時は、話がまとまりませんでした。もう一度、相談しようと思っています。

G委員：北海道が賃貸で出すなど、臨機応変な対応を求めるところはできないのでしょうか。

副町長：北海道では、そういう対応は難しいと思います。管理する部署が違いますし、目的外利用になってしまうからです。

H委員：更地というお話が出ましたが、一戸建ての古い住宅があって、更地にしたいが土地代より解体費の方が高くて、更地にできないという話も聞きます。その対策ができれば



ば、更地を買って新たに建てる人も出てくるのではないかと思います。そうした対応は検討していますか。

企画財政課長：空き家バンクを通して成立した取引について、定住補助金を出しています。例えば、町外から中学生以下の子どもを連れて移住された場合に最高300万円の補助を60ヶ月に分割し、5万円ずつ交付しています。そういう制度に基づいて、取り壊して新築する場合には、土地建物の取得費と取壊し費用までは補助の対象になります。しかし、なかなか町民に浸透していない状況もありますので、広報に努めたいと思います。

町長：国土交通省でもようやく、危険性があり、犯罪が起きるような空き家については、行政が代執行することができ、壊すことができる方向になってきていますが、結局はその家の所有者に費用を請求しなければならないという問題がありますので難しいところです。

委員：町のAEDは、どの程度使われていて、管理状況はどうなっているのか伺いたいです。

総務課長：過去に一度だけ、スポーツセンターで使われたことがあります。管理については、各施設で管理台帳を作っていて、バッテリーやパッドの寿命などを管理していて、期限が切れそうなものは随時対応しています。

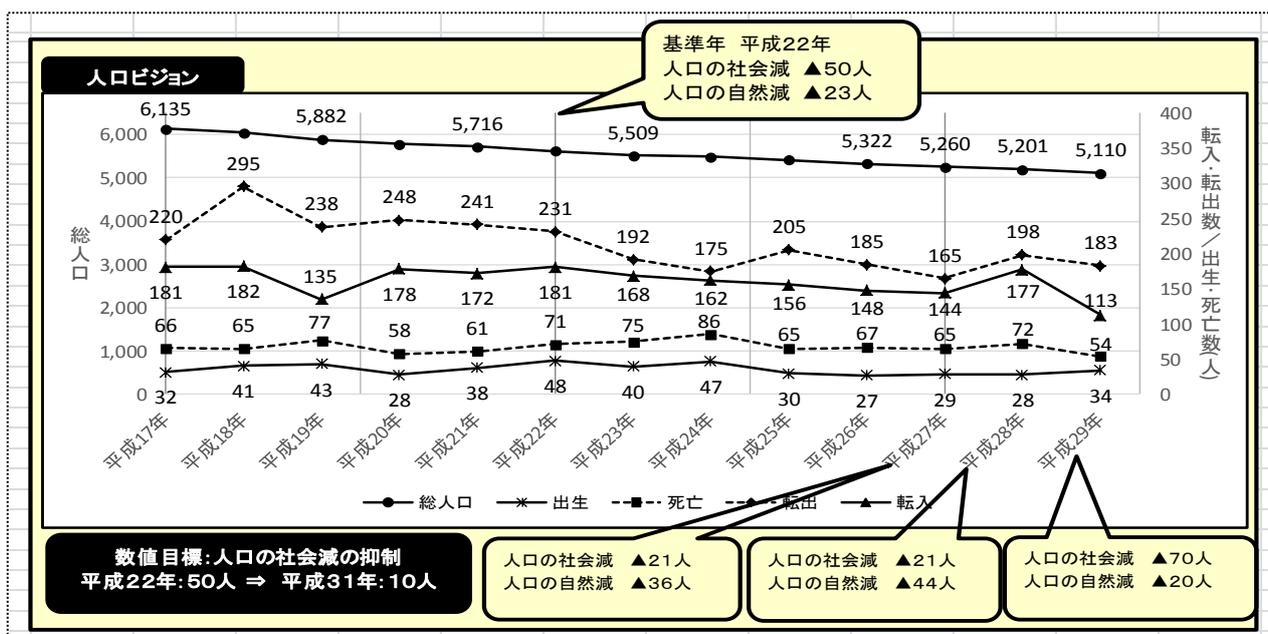


委員：猟友会の関係で人命救助の講習を受けましたが、AEDと人工呼吸と心臓マッサージを併用すると、数段効果が上がることを知りました。職員についても、そういった講習会が行われているのでしょうか。

総務課長：職員については、3年サイクルで講習を行っています。

町民課長：消防では、救急に関する知識を普及することは消防の仕事として位置付け、9月9日の救急の日の月間に一般町民を対象とした講習会を行っていますし、各団体・各グループで要望があれば、職員が指導に出向くことも可能ですので、ぜひともご利用ください。

<人口の推移>



※まちづくり推進会議の議案は、訓子府町図書館内「訓子府町まちづくり情報コーナー」で閲覧ができます。